



福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書 (令和元年度)

京都市長 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号

事業所・開設者 フリガナ カブシキガイシャ センカク
名称 株式会社 銭形
主たる事務所の所在地 〒600-8357 都・道 京都府 京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地13
電話番号 075-353-4880 FAX番号 075-353-4891
事業所等の名称 フリガナ 提供するサービス 同左
名称 別紙様式3 (添付書類1) に記載
事業所の所在地 〒 都・道 府・県
電話番号 FAX番号
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 () 事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。

Table with 2 columns: Item description and Amount/Person count. Includes rows for: ① 算定した加算の区分 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算), ② 賃金改善実施期間 (令和2年3月~令和2年6月), ③ 令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額 (3,865,421円), ④ 賃金改善所要額 (i-ii), ⑤ 経験・技能のある障害福祉人材 (平均賃金改善額), ⑥ 他の障害福祉人材 (平均賃金改善額), ⑦ その他の職種 (平均賃金改善額), ⑧ 賃金改善を行った賃金項目及び方法.

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
 - ・添付書類2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3 : 計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 29 日

(法人名) 株式会社 銭形
(代表者名) 代表取締役 上野 真司



福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書 (指定権者内事業所一覧表)

法人名	株式会社 銭形
-----	---------

京都市

障害福祉サービス等 事業所番号	事業所の名称	サービス名	福祉・介護職員等特 定処遇改善加算額	賃金改善所要額
2 6 1 0 4 8 1 4 9 7	訪問介護銭形	居宅介護	3,778,916 円	3,807,379 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 2,983,459 円 (4.40 人)	② 227,257 円 (0.68 人)	③ 596,663 円 (2.84 人)
2 6 1 0 4 8 1 4 9 7	訪問介護銭形	重度訪問介護	0 円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 0.00 円 (0.00 人)	② 0.00 円 (0.00 人)	③ 0.00 円 (0.00 人)
2 6 1 0 4 8 1 4 9 7	訪問介護銭形	行動援護	86,505 円	87,156 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 68,296 円 (0.10 人)	② 5,202 円 (0.02 人)	③ 13,658 円 (0.06 人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
2 6			円	0 円
①②③それぞれの賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
合計		—	A 3,865,421 円	B 3,894,535 円

※ 計画書を届け出る指定権者 (都道府県又は市区町村) ごとに記載すること。
 ※ A及びBは別紙様式3添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。